# 中国共産党の農村「国家建設 |

黒龍江省における村級人民代表会議制度建設と農村「三反」, 1948~53 年

角 崎 信 也

## 概 要

国共内戦に勝利した直後より、中国共産党が農村地域において実施した初期の「国家建設」(基層政権建設)における主題の一つは、基層幹部が大衆の利益を顧みず、むしろそれを毀損する形で政策を実行する傾向、つまり「官僚主義」の問題を是正することにあった。本稿は、黒龍江省を事例に、そのための二つの試み、すなわち、村級人民代表会議制度建設(制度的アプローチ)と「整党」、「三反」(運動的アプローチ)の展開と帰結を論ずるものである

1948年末頃より黒龍江省において展開されていた農村基層政権建設の漸進発展の経路は、中国が朝鮮戦争へ参戦した1950年末に転轍した、戦争動員と戦争準備のためのより緊急性の高い諸任務、すなわち戦争勤務員動員、食糧買付、農業互助合作化等はいずれも、基層政権建設の必要とコンフリクトした。結果、村級、区級の人民代表会議制度建設は停滞し、反「官僚主義」を掲げたはずの「整党」や「三反」はむしろ「官僚主義」や「命令主義」を助長した

#### キーワード

国家建設, 人民代表会議, 整党, 三反, 官僚主義

## はじめに

多くの国家は、近代化のプロセスの中で、その直接統治の範囲を社会の最末端まで拡張させることを試みてきた。ティリー(C. Tilly)によれば、ヨーロッパ国家の多くは「諸資源を調達し、そして民衆をなだめる過程において、国家レベルと同様に地方レベルと基層レベルにも新たな行政構造を創出した」という。1 その際、基層レベルに配置される幹部

<sup>1</sup> Charles Tilly, Coercion, Capital and European States, AD 990-1992 (Cambridge: Blackwell, 1992), p. 98.

は、国家統治を再末端で担う代理人として、国家の決定を誠実に執行する存在でなくてはならなかった。ただし、人びとの反感や怒りをたきつけるような国家政策の強制的な押しつけは、統治の様式としては高コストであり、人々の国家に対する支持を摩耗しさえする。持続的かつ安定的な統治には、被統治者の自発的協力、少なくとも擬似自発的従属(quasi-voluntary compliance)を継続的に獲得することが必要となる。2 それゆえ、マン(M. Mann)が示唆したように、基層幹部は、在地の社会に深く融合し、それを代表し、動員する資質を備えた存在でもあることが望ましかったといえる。3 中国も、そうした必要と無縁であったわけではもちろんない。ドゥアラ(P. Duara)によれば、1920~30 年代の政権は、「コミュニティに融合し、かつ国家の諸目標にコミットしている政治的リーダーシップ」を基層レベルに配置することを「是が非でも必要としていた」。4

敷衍すれば、基層領域における「国家建設」(あるいは「基層政権建設」<sup>5</sup>)とは、中央の忠 実な代理人(agent)であり、同時に民衆の代表者であることによって、被統治者の自発 的協力(従属)を引き出しつつ、国家の政策を低コストで遂行することのできるリーダー や組織を、国家と社会の結節点に普遍的に配置していく作業の事であったといいうる。

しかし、「代理」性と「代表」性の両方を兼ね備えた幹部の獲得と養成は容易ではなく、とりわけ後発国が短期間のうちに成し遂げ得るものではない。基層社会への直接統治の試みが、結果として「営利型ブローカー」を跋扈させるのみに終わった中国国民党政権だけでなく。6 中国共産党にとってもその困難は同様であった。そのことは、幹部の「官僚主義」や「命令主義」が、「文化大革命」へと至る中国現代政治史の中で一貫して深刻な問題であり続けていたことに、何より表れている。ここでいう「官僚主義」とは、「実際から乖離し、大衆から乖離すること」であり、大衆の実際の利害に対し関心や注意を払うことなく任務を遂行する幹部の姿勢を指す。7 基層幹部がそのような存在である限り、

<sup>2</sup> Margaret Levi, Of Rule and Revenue (California: University of California Press, 1988), p. 32.

<sup>3</sup> マイケル・マン『ソーシャルパワー:社会的な〈力〉の世界歴史Ⅱ 階級と国民国家の「長い19世紀」 (下)』(森本醇・君塚直隆訳) NTT 出版, 2005 年, 116 頁.

<sup>4</sup> Prasenjit Duara, *Culture, Power, and the State: Rural North China, 1900-1942* (California: Stanford University Press, 1988), pp. 192-193. 中国共産党も目標とするところは同じであっただろう. 共産党は、その基層組織に求める諸任務のうち最初の二つを、①大衆の中で宣伝、組織工作を行い、党の主張と上級組織の各種の決議を実行すること、②大衆の感情と要求に常に注意し、またこれを上級に報告すること、とした. 「中国共産党章程」(1956 年 9 月 26 日採択) 中共中央文献研究室編『建国以来重要文献選編 第 9 冊』中央文献出版社、1994 年、336-337 頁.

<sup>5</sup> 基層政権建設は、県レベルよりも下級の政治的組織(党組織と政府機関およびそれらの幹部)の建設と強化を意味する中国語だが、本稿では便宜上、この概念をそのまま用いる。

<sup>6</sup> Duara, Culture, Power, and the State: Rural North China, 1900-1942.

<sup>7 「</sup>反対官僚主義,命令主義—習仲勲在西安幹部大会上的講話」(1950年5月20日)中共中央檔案館,中共中央文献研究室『中共中央文件選集(1949年10月-1966年5月)第三冊(1950年5月-8月)』人民出版

共産党政権は、(張静の言葉を借りれば) 国家と社会の間に存在した「ギャップ」を埋めて 農村社会に深く浸透したというより、「ギャップ」を、国家と基層リーダーの間から、基 層リーダーと社会の間に移転したに過ぎなかった。<sup>8</sup>

しかし、ではなぜ、「大衆路線」<sup>®</sup> を掲げてそうした問題の是正を図ってきたはずの共産党は、張のいう「ギャップ」を埋めることに成功してこなかったのか。

本稿が課題とするのは、国共内戦を経て、共産党による農村「国家建設」(「基層政権建設」)が本格的に実施され始めた時期(1948~53年)において、党・国家と社会との間の乖離、あるいは「官僚主義」を克服するためのいくつかの営為が、ほとんど成果を上げることなく、一部でその深刻化さえ帰結させたことの原因を明らかにすることである。

その際、本稿は特に、黒龍江省における当時の二つの試み、すなわち、「村」(行政村) レベル<sup>10</sup>の人民代表会議制度建設(=制度的アプローチ)と、区・村レベルの党・政府幹部 に対する「整党」と「三反」(=運動的アプローチ)に焦点を当てる。前者は立法=行政府 の制度建設、後者は幹部・党員の教育・規律付けの試みであり、この両輪が、同時期にお ける農村基層政権建設の主要な内容であったといえる。<sup>11</sup>

黒龍江省(合併前の松江省を含む)に特に注目するのは、第一に、各大行政区や各省ごとに、おかれた文脈も実施されていた政策の重点もかなり異なっていた内戦直後の時期についてはとりわけ、中国全土を一律に取り扱うのはそもそも不可能であるからであり、第二に、農業合作化、食糧買付、「三反」運動などにおいてその雛形を作ってきたのは高崗(党中央東北局第一書記)指導下の東北、とりわけ北満地区であり、中国全体の当時の情勢を理解する上でも得られる示唆がより大きいと考えるからである。

こうした課題に取り組んだ先行研究は多くはない。おそらくもっとも重要なのは、50年以上前に発表されたバーンスタイン(T. Bernstein)によるものだろう。バーンスタインの研究は、上級の「官僚主義」が下級の「命令主義」を生む構図を明らかにするものであ

社,2013年,99頁を参照.なお「官僚主義」は、政治的なレッテルとしても用いられるタームであり、注意が必要であるが、本稿では、大衆の利害を顧みずに任務を遂行する幹部の政治的姿勢の総称として、この言葉を用いる.

<sup>8</sup> 張静『基層政権:郷村制度諸問題』(増訂本)上海人民出版社,2006年,32頁.

<sup>9 「</sup>大衆路線」とは、党が民衆の中に深く入り込んで民衆の意見を統括し、それに「整理、分析、批判、概括」を加えたものを党の政策として再び民衆の中へ持ち込み、これを民衆の自主的、主体的な行動に転化させていく政治理念を指す、「官僚主義」と対置されるコンセプトともいえる。毛沢東「指導方法のいくつかの問題について」(1943年6月1日)『毛沢東選集』(第3巻)外文出版社、1968年、170頁。

<sup>10</sup> 東北の各省でいうところの「村」レベルは、関内(万里の長城以南)の各省でいう「(小) 郷」レベルに等しい、大体  $200\sim500$  戸で構成される、いわゆる自然村の多くは「屯」と呼ばれた。

<sup>11</sup> この他、党員のリクルートは党組織建設の重要な側面であるが、「整党」に主眼が置かれていた当時においては、党員を増やすことよりも、既存の党員の質的向上が重視されていたため、本稿では議論の主たる対象とはしない。

る. <sup>12</sup> しかし後述するように、この種の構図は遅くとも 1950 年の段階で党幹部の中で認識されており、「整党」や「三反」はそうした問題への対処を目的としたものであったはずである。それにもかかわらず、なぜ「官僚主義」や「命令主義」は厳然として存在し続け、悪化さえしていったのかという問題は明らかではない。このほか、建国初期の農村における政治的展開や基層政権建設を論じた多くの研究があり、それぞれ重要な指摘を含むが、本稿の疑問に直接答えるものではない。<sup>13</sup>

続く第 I 章では、行政村レベルにおける人民代表会議制度の建設とそれが形骸化するプロセス論じ、第 I 章では、1950年の「整風」から、51年に「整党」が開始され、それが「三反」と融合することで生ずる様々な問題について論ずる、それらの議論を踏まえて、最後に、本稿で明らかにしてきたことを整理し、かつ歴史的に位置づけてみようと思う。

## I. 村級人民代表会議の設置とその形骸化

戦争遂行や戦争準備に伴う社会からの必要徴発量の増大は、一般に、国家建設のみならず、代議制度の導入と普及の源泉としてみなされてきた、リーヴィ(M. Levi)が論じたように、代議制に伴う統治者に対する監督は、集められた租税が、有権者が同意したとおりの方法で使用されることを保証することで、有権者の納税に対する自発的従属を得やすくするからである. <sup>14</sup> しかし以下でみるように、朝鮮戦争に中国が参戦した後、中国農村で起きたのは、それとは真逆の現象であったといってよい.

## 1. 村級人民代表会議の設置

中国東北地域における行政村レベルの基層政権建設の開始は、早くは1946年10月に遡ることができる. <sup>15</sup> しかし、階級闘争が広く実施された46年末から48年初めまでの時期、農村における主たる権力機関は貧農や雇農(農業労働者)を中核とする「農会」で

<sup>12</sup> Thomas P. Bernstein, "Problems of Village Leadership after Land Reform," *The China Quarterly*, No. 36 (1968).

<sup>13</sup> 例えば、Vivienne Shue, Peasant China in Transition: The Dynamics of Development toward Socialism, 1949-1956 (California: University of California Press, 1980): 陳益元『革命与郷村 建国初期農村基層政権 建設研究: 1949~1957—以湖南省醴陵県為個案』上海社会科学院出版社、2006年; 申恒勝『晋県政治: 国家型構下的基層権力整合(1945-1976)』中国社会科学出版社、2020年、他.

<sup>14</sup> Levi, Of Rule and Revenue, Chap. 5 and 6.

<sup>15</sup> 東北政聯行政委員会「東北政聯行政委員会対目前政権工作的指示」(1946年10月) 黒龍江省檔案館編『黒龍江革命歴史檔案資料叢編 建立政権』出版社不詳, 1984年, 1頁,

あった. 土地改革の「積極分子」らによって構成された農会の幹部らは、しかし、47年12月から48年2月頃の「貧雇農路線」の下で展開された「土地均分運動」と「整党」の中で民衆によって厳しく批判され、かつ「一律解職」の憂き目にあう. <sup>16</sup> その結果は、村の「無政府状態」であった. <sup>17</sup> 48年末から本格化する村級人民代表会議(人代会)制度建設は、そうした状況から再度政治的秩序を立て直すプロセスでもあった.

1948年5月に党中央委員会が、行政村、区、県の3級の人代会の設置を指示したのを受け、1848年12月に黒龍江省党委員会(省委)と省政府は連名で、49年の春までに、それらの設置を完成させるよう省内に指示を発布した。19東北全土において村級人民代表選挙は基本的に計画通りに進展し、20黒龍江省では3月末頃に、松江省では2月半ば頃までに、21ほぼすべての村で選挙が完了した。22

では、村人代会およびそれが選出する村行政委員会とは具体的にいかなる組織であったか.  $^{23}$  まず、村という単位の規模に関して、東北行政委員会の「県区村政府組織条例(草案)」は、戸数でいえば $200\sim500$  戸、地理的範囲でいえば村政府所在地から7里以内が適切と定めている。この村 $10\sim20$  個を束ねて区を組成し、さらに $5\sim15$  の区を集めた範囲で県を設置するものとされた.  $^{24}$ 

各村の人民代表の人数に関して、東北行政委員会の「選挙条例草案」は、「公民 15~40 名に代表 1 名」と規定している. <sup>25</sup> 黒龍江省の慶安県を例にとれば、人口 14 万 775 人、戸数 2 万 9708 戸、村 114 個に対して、人民代表は 3360 人であったから(人口比は 43:1)、200~300 戸規模の行政村に大体 30 人前後の人民代表が選出されたと考えられる. <sup>26</sup> その

<sup>16</sup> 国共内戦期の「整党」については、稿を改めて詳しく論ずる、

<sup>17 「</sup>無政府状態」については、田中恭子『土地と権力―中国の農村革命―』名古屋大学出版会、1996年、251、285、331-332 頁他を参照。

<sup>18</sup> 中共中央政策研究室編『政策彙集(下集)』(中共中央東北局印刷版)出版社不詳. 出版年不詳. 41 頁.

<sup>19</sup> 黒龍江省委,省府「関於建政工作的指示」(1948 年 12 月 7 日)『黒龍江行政導報』第 8 期 (1948 年 12 月), 14 頁.

<sup>20</sup> 東北行政委員会「関於結束村選転入春耕指示」(1949年3月3日)『黒龍江行政導報』第11期(1949年3月), 10頁.

<sup>21</sup> 松江省政府頒布「関於各県加強領導村人民政府及人民代表会議令」(1949年2月20日)『松江行政導報』第13期(1949年5月),5頁.

<sup>22</sup> 黒龍江省政府「関於加強村政権領導的指示」(1939年3月16日)『黒龍江行政導報』第11期(1949年3月), 33頁.

<sup>23</sup> 新解放区における区、郷人民代表会議の制度については、福島正夫『中国の人民民主政権』東京大学出版 会、1965年、474-481 頁に詳しい.

<sup>24</sup> 東北行政委員会「関於県区村各級政府組織条例(草案)」(不詳)『松江行政導報』第10期(1949年1月), 4百

<sup>25</sup> 東北行政委員会「関於選挙条例草案的通知」(1948 年 12 月 20 日)『松江行政導報』第 10 期 (1949 年 1 月), 2 頁.

<sup>26 「</sup>慶安県村選総結」(1949年4月4日) 『黒龍江行政導報』第11期(1949年3月), 73, 76頁.

村人民代表による会議の開催頻度は、「組織条例(草案)」において「毎月1回」と定められた(区の代表会議は3ヵ月に1回、県は半年に1回とされた).<sup>27</sup>

村の人代会が成立すれば、今度はその代表会議によって、村政府行政委員会が選出されることになる。行政委員会は7~11人で構成され、主席、副主席の他、民政委員、文教委員、財糧委員、人民武装委員、調解委員、公安委員、文書の各担当職を置くこととされた。28 再び慶安県を例にとれば、行政委員に当選したのは全県で1220人であったから、人民代表の約3人に1人はいわゆる村幹部であったということになろう。このうち、39.3%に当たる480名が党員であり、過去農会時代にも村幹部の地位にあった者は71%に当たる867名であった。29 克東県に関する別の報告によれば、そもそも、今回の選挙は「幹部を向上させるもので幹部を改選するものではない」とされており、既存の幹部が当選することは既定路線でもあった。30 このことは、この当時の村幹部の大半が、土地改革期(1946半ば~48年初め)に当地の「積極分子」としてリクルートされた者であったことを意味する。31

他方で注目すべき事実は、慶安県の政府委員 1220 名のうち 69%を占める 843 名が、教育を受けた経験のない非識字者であったということである。32 ある程度の給与が支給される半脱産幹部が 2~4 名とされていたことと併せて考えれば、33 村幹部として実質的に作用を発揮し得たのは、10 名前後いた行政委員のうち極少数であったことは容易に想像できるし、一般の村代表についてはいわずもがなである。事実として、村人代会は、その設置の直後から十分な機能を果たしていたとはいい難い。黒龍江省政府によれば、1950 年 1 月時点で、「多くの幹部は村人代会と行政委員会を形式的なものに変え、会議は多くなく、日常的でなく、代表は任務を受け取るか数字を報告するのみの存在であり…実質的に少数の何人かの幹部が事を行っている」といった状況であった。34

ただし、設置直後における同制度の不活性は党指導部にとっても織り込み済みだっただろう。村人代会が作用するかどうかのカギは、「実行する中で打ち固め、向上させること

<sup>27</sup> 東北行政委員会「関於県区村各級政府組織条例(草案)」,5頁.

<sup>28</sup> 東北行政委員会「関於県区村各級政府組織条例(草案)」, 7-8 頁.

<sup>29 「</sup>慶安県村選総結」, 76 頁.

<sup>30 「</sup>黄茂, 鄔芳隣関於克東県潤津区六個村建政的総結報告」(1949年3月)『建立政権』, 174, 183頁.

<sup>31</sup> 国共内戦期の村幹部リクルートについては、角崎信也「『積極分子』とはだれか―国共内戦期における村幹部リクルートの諸問題―」『国際情勢』第81号(2011年)も参照されたい。

<sup>32 「</sup>慶安県村選総結」, 82 頁.

<sup>33</sup> 東北行政委員会「関於県区村各級政府組織条例(草案)」,8頁.

<sup>34</sup> 黑龍江省人民政府「関於在全省範囲内普遍招開県人民代表会議,区村人民代表大会的決定」(1950年1月13日) 黒龍江省人民代表大会史料選編編委会編『黒龍江省人民代表大会史料選編』(第1輯)出版社不詳,1987,81頁.

が出来るかどうか」にあり、そのために「十分に必要なことは、村政権に対する領導と教育である」とされていた。<sup>35</sup> すなわち、村人代会は、県および区レベルによる継続的な指導と教育を通して、初めてその機能を徐々に発揮していくことができるものと考えられていた。また、県、区、村人代会開設以来の一年の総括には、次のようにある。

「現在まで、村人代会は、全省で4432個ある村の多くで8回開催され、拝泉、訥河で7回、龍江の少数の村で9回、太康で10回開催されている。…現在の各地の人代会の状況についていえば、県人代会と村人代会の効果は比較的よく、比較的正常に発展しており、基本的には、一歩一歩、適時に開催し、大衆の要求を解決する日常的な制度を形成しつつある」。36

開設直後の村人代会は、多くの問題を抱えつつも、基本的には、徐々に発展する趨勢に あると評価されていたといえる.

## 2. 朝鮮戦争への中国参戦と人民代表会議制度建設の停滞

村人民代表会議制度におけるこのような漸進的発展が挫かれるきっかけとなったのは、1950年10月の中国の朝鮮戦争への参戦であった。東北、とりわけ北満地区は、前線から最も近い銃後に位置して、物資の運搬や傷病者の救護を担う後方勤務員の派遣を多く負担した。松江省では、わずか1年間の間に、全省労働人口の7.6%にあたる約7万人が動員され、農業生産にも影響をきたす事態となっていた。37 さながら内戦期に回帰したかのような大量の緊急動員任務に直面して、その遂行を、まだ発展途上の人代会制度に依拠して実施することはどうやら不可能であった。東北局が「今年10月以後戦争勤務動員の工作の中で、区、村幹部の中の強迫命令作風(仕事に対する姿勢のこと…引用者)が再び台頭し始めた」と指摘したように、38 情勢が平時から戦時に逆戻りしたことで、基層幹部らの任務遂行の方式も、内戦期に広く用いられた強迫命令(例えば、動員に応じない者に対して階級敵のレッテルを貼ること、地主に対するような闘争をしかけること、大衆を集め、規定人数を満たすまで解散も食事も許さないこと等)に回帰していった。39

<sup>35</sup> 黒龍江省政府「関於加強村政権領導的指示」, 33 頁.

<sup>36 「</sup>一年来県区村人民代表会議総結」(不詳)『黒龍江政報』第1巻第2期(1950年), 17頁.

<sup>37</sup> 松江省「関於 1951 年農業生産状況的報告」(1951 年 12 月)『党的工作』第 129 期 (1951 年 12 月), 41 頁.

<sup>38</sup> 東北局「関於東北区村幹部冬訓工作向中央的報告」(1951年3月)『党的工作』第94期(1951年4月), 19百

<sup>39 「</sup>強迫命令」のレパートリーについては、例えば、「山東分局紀律検査委員会関於反対官僚主義、反対命令主義、反対違法乱紀的意見的報告」(1952年11月)『党的工作』第181期(1953年1月)、7頁を参照.

その結果、打ち立てられたばかりの村人代会制度の形骸化が一気に進むことになる。同じ北満に所在した吉林省民政庁の呉超倫は次のように報告している。

「一年来、村人代会は、大部分の地区において既に日常的な制度として打ち立てられ、農業生産政策、互助組の組織と強化、新農具の普及、副業生産、供給・販売、秋季徴収などにおいて、非常に大きな成績を上げた、…しかし、いくつかの区、村は、戦争支援と人代会を対立させ、幹部会を開催するのみになっている。たとえば敦化県民主村は…抗米援朝の運動の中で、戦争勤務および兵員動員工作について人代会における討論を行っていない」。40

視野を東北全体に広げれば、村人代会を通した民主的討論と合意を経るべきとする「政策」と、戦争動員の「任務」が鋭く対立していた事例を見つけることはたやすい、「ある区、村幹部は…当面の任務を完成させることと代表会議を開催することを対立させ、工作に損失をきたしている」(東北局民政部)、「抗米援朝以来、不民主、強迫命令現象がさらに幾分深刻になっている」(遼西省盤山県)、「人代会と当面の重要工作を対立させ、戦争任務が忙しいことを口実に会議を開かない」(吉林省)、等である。41

こうした情勢は、戦争動員関連の緊急任務の増大に伴って、村人代会の機能化に不可欠とされていた県、区レベルによる管理や教育がさらにおろそかになっていたことにも起因していた。51年4月16日に『東北日報』に掲載された記事によれば、「村人代会の開催は非常に不均衡で、とくに抗米援朝以来、臨時任務が多いという状況下、ある県、区は人代会を通して工作を進めることを軽視し、…結果人代会の作用も以前より低下」した。42また東北局規律検査委員会による吉林省梨樹県の調査によれば、「官僚主義、領導幹部がめったに下級に行かなくなる、といったことは、特に抗米援朝以後のこと」であったという。43

むろん,このような人代会の不活性は中央や省指導部が望んだことではない.51年6月に,黒龍江省政府は,抗米援朝,経済発展等の重大任務を完成させるために,むしろ「県,区,村の人民政府は必ず定められた期間に各級人代会を開催し,人代会を日常的な制度とし,抗米援朝後に放置され幾分荒れ果ててしまった現象を是正しなくてはならな

<sup>40</sup> 呉超倫「吉林省目前村人代会的幾個問題」(1951 年 1 月 31 日)『民政工作通訊』第 9 期(1951 年 2 月), 40 百

<sup>41 「1950</sup> 年民政工作報告与 1951 年民政工作計画(草稿)」『民政工作通訊』 第 8 期(1951 年 1 月 17 日), 31 頁:盤山県委「対区村領導問題初歩検査専題報告(摘要)」(1951 年 2 月 1 日)『党的工作』 第 89 期(1951 年 3 月), 75 頁:吉林省人民政府「関於 1950 年 吉林各級人民代表会議的総結(節録)」(1951 年 3 月 17 日)『党的工作』 第 94 期(1951 年 4 月), 22 頁.

<sup>42 「</sup>目前各地開村人民代表会中的問題」『東北日報』1951年4月16日.

<sup>43</sup> 東北局紀律検査委員会「関於梨樹県委領導問題的検査報告」(1951 年 6 月 10 日) 『党的工作』 第 107 期 (1951 年 7 月 23 日), 49 頁.

中国共産党の農村「国家建設」 黒龍江省における村級人民代表会議制度建設と農村「三反」, 1948~53 年

い | と定めている.44

それでも、朝鮮戦争が続き、さらに米国に対する脅威認識が高まる中、戦争動員任務に加えて、「三反」運動、食糧徴発、互助合作化などの「突撃任務」が次々に課されていった結果、基層人代会の停滞状態はむしろ固定化していったものと考えられる。52年6月当時、黒龍江省政府によれば、「いくつかの地区は領導が『三反』、『五反』および突撃食糧買付等で忙しく、いくつかの県、区は村人代会への領導を放棄」していた。45また、52年の半ばに行われたと思われる松江省の報告によれば次のような有様であった。

「村人代会は2年間整頓されておらず、代表の変動は比較的大きく、補選もあまりされていない、海林県の多くの村は10数名が残るのみで、最も少ないところは5名である。このことも、村行政委員会による一手代行と代表会議不開催の原因の一つである。…区レベルの人代会は2年間制度として開催されておらず、改選もされておらず…自然消滅に等しい」。46

「人民代表会議はもっともよい大衆路線であり、我々が『大衆観点』を有しているかどうかを測る具体的な考査である」なら、<sup>47</sup>以上で見てきたように、朝鮮戦争直後の時期において少なくとも、農村基層組織はその考査に「落第」したということになろう。人代会制度を介して、基層幹部と基層社会を融合させ、以て党・国家と基層社会を一体化させる制度的な試みは、戦争動員と政権建設が、因果関係ではなく「矛盾」として立ち現れたために、停滞せざるを得なかったと考えられる。

ではもう一つ、非制度的・運動的なアプローチの方はどうであったか、

# Ⅱ.農村における「整党」・「三反」と「官僚主義」

中華人民共和国建国初期の「三反」運動については、すでに多くの優れた研究成果が発表されている.<sup>48</sup> しかし、大半の研究は、「三反」の党内や都市における展開に焦点を当て

<sup>44</sup> 黒龍江省人民政府「関於進一歩加強政権建設工作的指示」(1951年6月4日)『黒龍江政報』第2巻第6期 (1951年6月). 23頁.

<sup>45</sup> 黒龍江省人民政府「為加強村政権領導開好人代会議的指示」(1952年6月13日)『黒龍江政報』第6巻第1期(1952年7月7日), 29頁.

<sup>46 「</sup>松江省 1952 年上半年建政工作情況和問題」『民政工作通訊』第 43 期 (1952 年 9 月 30 日), 316, 318 頁.

<sup>47 「</sup>就開好県人民代表会議問題,遼東省民生庁給各県庁的一封信」『民政工作通訊』第 21 期(1951 年 8 月 22 日)、107 頁。

<sup>48</sup> 泉谷陽子『中国建国初期の政治と経済一大衆運動と社会主義体制』御茶の水書房,2007年,第5章;金野純『中国社会と大衆動員―毛沢東時代の政治権力と民衆』御茶の水書房,2008年,第3章;隋藝「東北における『三反』運動と民衆|『東洋学報』第101巻第2号(2019年),29-57頁他。

るもので、農村の政治的展開における「三反」の影響について詳しく論じた研究は少ない。1951~52年の「整党」を主題とした研究はより少ないが、それが50年代初期における農業互助合作化の急進化傾向に影響を与えていたことはいくつかの研究で指摘されている。49 しかし、そうした急進的性向に対しても批判的であったはずの「整党」がなぜそれを助長することになったのかについて十分説明が尽くされてきたとはいえない。以下で見るように、それは、朝鮮戦争を大きな背景として、農村の「整党」に「三反」の論理が融合したことに起因していたと考えられる。

## 1. 「官僚主義」への危機感と「整風」運動

1950年代初めごろ、共産党中央指導部は、地方・基層幹部らが行ってきた強引な戦時 徴発がもたらした副作用を強く懸念していた。当時、例えば華南分局は、幹部による「大衆から乖離する強迫命令・官僚主義の作風」が、普遍的かつ深刻に「党と大衆の密接な連携を毀損し、党の正確な政策を破壊している」ことを報告していたし、50 西北局第二書記の地位にあった習仲勲は、官僚主義の蔓延を是正しようとしなければ、「大衆の敬愛を喪失し、大衆と我々をかけ離しさえし、そうなれば、獲得した偉大な勝利を打ち固めることはできず、失敗に終わることになりさえするだろう」と警鐘を鳴らした。51 党中央は、これらの報告を各大行政区指導部に転送し、同様の問題があれば是正するよう求めた、建国間もない中華人民共和国の指導部にとって、「官僚主義」や「強迫命令」の蔓延によって党員や幹部が大衆の支持を失うことは、体制そのものの安定性に直結する問題であった。

1950年5月1日に開始される全国「整風」運動は、こうした危機感を直接の背景としていた。52 党中央の「全党全軍で整風運動を展開することに関する指示」によれば、「整風」は、「深刻な命令主義の作風が発展し、党と人民政府の政策に任意に違反し、横暴な態度で工作任務を完成させようとし、そうして党と人民政府の威信を破壊し、人民の不満を引き起こしている」党員、幹部に対して、大規模な教育・訓練を行い、場合によってはその職を解くことで、問題の是正を図る運動であった。その実施期間は、50年の夏、

<sup>49</sup> 羅平漢『農業合作化運動史』福建人民出版社,2004年,94頁;西村成雄『中国近代東北地域史研究』法律文化社,1984年,428-429頁.

<sup>50 「</sup>中共中央転発華南分局関於接受中央整党指示的決定」(1950年5月27日)『中共中央文件選集第三冊』, 80-81頁.

<sup>51 「</sup>反対官僚主義、命令主義一習仲勲在西安幹部大会上的講話」(1950年5月20日)『中共中央文件選集第三冊』、99頁。

<sup>52</sup> 中共中央華東局「関於整党工作的指示」(1950年5月20日)」朱永毅編『中国五十年代初中期的政治運動数据庫:从土地改革到公私合営、1949-1956』美国哈佛大学費正清中国研究中心、2014年(データベース)。

秋,冬の3季内とされた.<sup>53</sup> 本稿が焦点を当てている黒龍江省も、中央および東北局の指示に従って.50年7月に「整風」の具体的な計画を定めている.<sup>54</sup>

この「整風」運動は、後に述べる「整党」や「三反」に比して静かな幹部訓導政策であったといえるが、基層幹部による「強迫命令」、「命令主義」を生み出すいくつかの重要な構造的要因を明るみに(あるいは確認)するものであった.

その構造的要因の一つは、かつてバーンスタインが指摘したところの上級領導機関による「官僚主義」である。省・県の指導者は、上級から受けた任務に基づいて、各区や村の異なる状況を理解せずに一律かつ抽象的な指示を出す。そうした実情と乖離した任務を基層幹部が短期間で達成しようとするときに「強迫命令」が生れる。というものである。55

もう一つの構造的要因は、「任務」と「政策」の矛盾である。ここでいう「任務」とは、新兵や後方勤務員の動員人数、食糧の徴収量や買付量、互助組・合作社の設置数等、多くの場合数値として上級から課される政治的諸任務の事を指し、「政策」とは、大衆に対して十分に宣伝し、説得してその同意を得ること、指導部内で十分に議論を尽くすこと、人代会での討論を通すこと等、共産党の理念に基づく、任務の遂行の手段や方法のことを指す。多くの場合、基層幹部は、その能力を大きく超えた任務を短期間で達成するよう求められる。そのとき、「任務があるからには、政策を執行することが出来ない」、「政策に基づいて事をやれば、任務を完成させられない」といった状況が生れ、56 結果、強迫的、命令的な手段が横行する。

このように「官僚主義」や「命令主義」の問題は、基層幹部の質的・量的限界も含めて文字通り「構造的」であったがゆえに、一朝一夕に解決し得るものではなかった. 57 それでも、黒龍江省においては少なくとも、「官僚主義」や「命令主義」を是正するという点において、「整風」が「一歩前進の作用を発揮した」ことがポジティブに評価されていた. 58 黒龍江省委によれば、重要なことは、継続的に教育を実施し、地方・基層幹部に対

<sup>53</sup> 中共中央「関於全党全軍開展整風運動的指示」(1950年5月1日)『中共中央文件選集第三冊』, 1頁.

<sup>54</sup> 省委「関於整党計画(草案)」(1950年7月17日) 黒龍江省檔案館編『中国共産党黒龍江省委員会重要文件 彙編(1949, 10-1951年)』出版社不詳, 1987年, 194頁.

<sup>55</sup> 例えば,「中共中央転発華北局関於察哈爾, 綏遠両省整党情況的報告」(1950年9月1日) 中共中央檔案館, 中共中央文献研究室『中共中央文件選集(1949年10月-1966年5月)第四冊(1950年9月-12月)』人民 出版社, 2013年,3頁:「中共中央転発華東局関於整訓郷級幹部的報告」(1950年10月14日)『中共中央文 件選集第四冊』、172-173頁.

<sup>56</sup> 例えば,「中共中央転発西北局関於整風経験的報告(1950年8月26日)『中共中央文件選集 第三冊』,323頁;「中共中央転発西南局摘報的川東区党委整風情況報告」(1950年9月6日)『中共中央文件選集 第四冊』,31頁.

<sup>57</sup> 省委「関於省級整風総結」(1950年9月30日)『中国共産党黒龍江省委員会重要文件彙編(1949,10-1951年)』,217-219頁.

<sup>58 「</sup>為鞏固祖国国防与発展本省経済而奮闘—趙徳尊同志在第三届党代表会議上的報告」(1951年2月21日)『中国共産党黒龍江省委員会重要文件彙編(1949,10-1951年)』,103頁.

し「長期的な修練」を施していくことであった.59

## 2. 朝鮮戦争後の「整風」批判と「整党」の開始

#### (1)「整風」批判

こうした漸進的改善の経路を遮断したのは、またしても朝鮮戦争であった。米国による侵攻が多分に意識される中で、反革命分子による流言・煽動や地主・富農による反撃に対する警戒が急激に強まったことで、60 それまで比較的限定的に展開されていた「反革命鎮圧運動」と、穏健な方法で実施されていた土地改革は急進化する。61 そうした中で、共産党統治下に入って比較的日の浅いいわゆる「新解放区」においてまず、「整風」に対する評価はネガティブな方向へ変化していった。例えば中南局は、「幹部は整風の後…『事なかれ主義』をやるようになり、過剰に慎重で、『びくびくして思い切った行動がとれなく』なった」こと等を報告している。中央はこの報告を華東局、西北局、西南局に転送し、同様の偏向が発生していないか調査し、是正すべきとの指示を発した。62

こうした潮流の変化は、互助合作化運動の展開にも大きな影響を及ぼす、黒龍江省では、1950年の間、おそらく「整風」の影響もあり、「強迫命令に反対する全体精神の下で、『一歩一歩慎重にかつ積極的に組織(=互助合作化を意味…引用者)する方針』」が比較的徹底されていた。 63 しかし、1951年2月の会議において高崗は、「積極的に労働互助と供銷合作を発展させ、商品経済を発展させ、農民の拡大再生産を組織する」ことを急務と位置付ける。 64 朝鮮戦争を受けて、東北の任務を「さらに一歩強大な国防力量と強大な経済力量を建設すること」に定めた高崗は、「商品食糧と工業原料を多く栽培する上で制約がある」とされた小農個人経営を「組織化」することを急いだのである。 65 これを受け

<sup>59</sup> 省委「関於省級整風総結」, 217 頁.

<sup>60</sup> 例えば,「中央公安部関於全国公安会議的報告」(1950年10月26日)『中国五十年代初中期的政治運動数据庫:「河北省関於地主和富農反攻問題向華北局的報告」(1950年11月)同上を参照.

<sup>61 「</sup>反革命鎮圧」の急進化については山口信治『毛沢東の強国化戦略 1949-1976』慶應義塾大学出版会,2021 年,48 頁を,土地改革については泉谷陽子「1949 年革命前後の土地改革と戦争―河南省許昌専区を中心に―」笹川裕史編『現地資料が語る基層社会像―20世紀中葉 東アジアの戦争と戦後―』汲古書院,2020 年,264-268 頁を参照されたい。

<sup>62 「</sup>中共中央転発中南局土改委員会関於中南各省土改試点工作情況的報告」(1950年12月20日)『中共中央文件選集第四冊』,415-417頁.

<sup>63 「</sup>黒龍江省 1950 年農業生産総結―黒龍江省人民政府農林庁」『黒龍江政報』第2巻第2期(1951年4月), 27 百

<sup>64 「</sup>鞏固国防, 発展経済―高崗主席 1951 年 2 月 27 日在東北人民政府委員会第三次拡大会議上的報告―」『東北 政報』第 6 巻第 1 期(1951 年 3 月 15 日), 9 頁.

<sup>65</sup> 角崎信也「土地改革と農業集団化―北満の文脈, 1946~1951」『アジア遊学』第 225 号 (満洲の戦後―継承・再生・新生の地域史) (2019 年 11 月), 207 頁.

て、黒龍江省においても、「合作互助を通して省の経済を組織することによって資本主義の発展の道を避けられるという点を軽視している」問題が指摘され、より積極的な互助合作化の推進が求められるようになっていった。<sup>66</sup>

#### (2)「整党」の開始

こうした趨勢の中、1951年3月に開催された全国組織工作会議において大規模な「整党」を実施することが決定された。「整党」の主眼は、基層組織の党員に対し、共産党員としていかにあるべきかを教育し、改造し、あるいは、その中で発見した悪質分子を排除し、以て、「党の純潔性を保持し、党の質と戦闘力を継続的に高める」ことにあった。<sup>67</sup>

「整党」を行うに際して示された「あるべき党員」像とは、以下を含む8つの事を十分に知悉し、実践する者である。すなわち、党の目標は工業を国有化し、農業を集団化し、社会主義制度を打ち立て、最終的には共産主義制度を実現することであること、党の政策と決議を必ず執行し、党の規律を厳格に順守しなければならないこと、「人民大衆の公共利益、すなわち党の利益」を優先し、そのためには自身の利益をときに犠牲にせねばならないこと、常に人民大衆の要求と意見に耳を傾け、適時にそれを党に反映させ、人民大衆と密接に連係し、大衆が前進できるよう領導すること、等である。68

こうした中央の決定を受けて、黒龍江省は51年7月に「整党教育計画草案」を定め、7~9月に省レベル、8月末ないし9月初め~10月末に県レベルの「整党」を実施し、12月以降に、各県委の具体的計画の下、区、村レベルの「整党」を行い、53年にすべてを完成させる方針を示した。69

「新民主主義」が動揺し、社会主義へと向かい始める移行期の1951年3月というタイミングを反映してか、「整党」の性質は、穏健な要素と急進的な要素、「右」の要素と「左」の要素をない交ぜにしたものであったといえる。だが、重心は少しずつ「左」の方へ傾いていったものと思われる。51年10月の会議において黒龍江省委は、「整党教育と訓練の内容」について、「共産党員の8条規準を主とし、かつ一定期間、当面の農村の中心工作と具体政策(たとえば農業生産、労働互助、供銷合作および領導作風・工作方法一主として大衆

<sup>66</sup> 中共黒龍江省委「省委関於召開三届党代表会議給東北局的報告」(1951 年 3 月 15 日)『中国共産党黒龍江省委員会重要文件彙編(1949, 10-1951 年)』, 127 頁.

<sup>67</sup> 劉少奇「在中国共産党第一次全国組織工作会議上的報告」(1951 年 3 月 28 日)中共中央檔案館,中共中央文献研究室『中共中央文件選集(1949 年 10 月 - 1966 年 5 月)第六冊(1951 年 5 月 - 8 月)』人民出版社,2013 年,29 頁.

<sup>68 「</sup>中国共産党第一次全国組織工作会議関於整頓党的基層組織的決議」(1951 年 4 月 9 日採択) 『中共中央文件 選集 第六冊』, 62-63 頁.

<sup>69 「</sup>整党教育計画草案」(1951, 7)『中国共産党黒龍江省委員会重要文件彙編(1949, 10 – 1951 年)』,238 頁.

観点と大衆路線など)について系統的な教育を行う」と規定した.<sup>70</sup> 黒龍江省における「整党」は、「大衆路線」を一方で強調しつつも、互助合作化を加速化させるという目的を達するための一手段としての性格も帯びるようになっていた.

## 3. 農村「三反」の開始と展開

## (1)「整党」と「三反」の融合

「整党」の「左傾」を確定させたのは、1951年末の「三反」運動の発動であった。「三反」運動が、高崗の指導の下で東北において全国に先んじて展開されていたことはよく知られている。「1951年8月31日に高崗は、「汚職・変質に反対し、官僚主義に反対する」報告を行い、以後、「三反」の前身とされる「二反」運動が東北で開始される。「20日で開催された東北局高級幹部会議において高崗は「全面的に増産節約運動を展開し、汚職に反対し、浪費に反対し、官僚主義に反対する闘争をさらに深く掘り下げる」と題した報告を行い。「10月26日に開催されることになる。

ときを同じくして展開されていた「整党」は、この「三反」運動と融合することになる。党中央は、52年2月3日に、「事実が示す通り、『三反』運動は、より実在的で本質的な、有効な整党運動である」として、すでに実践されていた両運動の融合を公式化した  $^{74}$ 

しかし本来,「整党」と「三反」は、性格を異にする二つの運動である。第一に、前者は組織上の問題、後者は「増産節約」という経済・財政上の問題をその出自としている。第二に、前者は主として組織部の所管であり、後者は主として規律検査委員会の所管であった。75 第三に、前者の主眼は主として「教育」にあったのに対し、後者は「摘発」と「粛清」にあった。例えば劉少奇は、51年3月の組織工作会議において、「総じて、我々

<sup>70</sup> 省委「関於冬季農村工作的指示」(1951 年 10 月 17 日)『中国共産党黒龍江省委員会重要文件彙編(1949, 10-1951 年)』, 422 頁.

<sup>71</sup> 泉谷『中国建国初期の政治と経済』, 183-187頁;隋「東北における『三反』運動と民衆」, 36-40頁.

<sup>72 「</sup>反対貪汚蛻化,反対官僚主義一高崗同志八月卅一日東北一級党員幹部会議上的報告」『東北日報』1951年12月1日.

<sup>73 「</sup>全面開展增産節約運動,進一歩深入反貪汚,反浪費,反官僚主義的闘争—高崗同志十月廿六日在東北一級党員幹部会議上的報告」『東北日報』1951年12月1日.

<sup>74</sup> 中共中央「関於"三反"運動和整党工作結合進行的指示」(1952年2月3日)中共中央檔案館,中共中央文献研究室『中共中央文件選集(1949年10月-1966年5月)第八冊(1952年1月-5月)』人民出版社,2013年,48頁.

<sup>75</sup> ただし、各省の組織史資料や県志等によれば、当時省レベル、県レベルの組織部と規律検査委員会の責任者は兼任であることが多く、このことも、「整党」と「三反」の結合の要因であったと考えられる。東北の場合、例えば、黒龍江省は馮紀新、松江省は王伯瑾、吉林省は王大均、遼東省は宋潔涵による兼任であった。

の党は、溢れんばかりの熱意をもって、十分な時間を用いて、これら党員を教育し、改造し、能力を高め、そうすることで、彼らが一人の党員としての基準を満たすようにすべきである」と述べている。<sup>76</sup> 他方で「三反」においては、「プロレタリア階級の立場を喪失した一群の汚職変質分子はためらうことなく党から追い出し、深刻な官僚主義分子と、功績を鼻にかけて驕り高ぶり、向上心がなく、消極的で、その職にまったく相応しくない分子の領導職務を解くべきである」ことが強調された。<sup>77</sup> そして第四に、「整党」に対する「三反」の大きな特徴は、「ブルジョア階級思想の党内への浸透」に対するイデオロギー的な警戒心が極めて強く打ち出されていたことにある。<sup>78</sup>

したがって、「整党」が「三反」と結合するということは、「資本主義」傾向への闘争、およびそれを体現する分子に対する(教育よりは)打撃と排除という、本来明示的には含まれていなかった要素が、「整党」の優先課題として組み込まれることを意味したといえる。

## (2) 東北農村における「整党」、「三反」の展開

1952年1月10日に開催された東北局高級幹部会議において高崗は、「反汚職、反浪費、反官僚主義の闘争をさらに深く掘り下げ、…必ず、資産階級思想の党に対する侵蝕と党内の右傾思想の深刻な危害をはっきりと認識せねばならず、また断固としてこれを克服しなければならない」との指示を発した。高崗はこのとき、農村における「右傾思想」の表れとして、「農村経済の発展方向の問題」を挙げている。「発展方向の問題」とは、「農民を積極的に合作社の道に導くか、富農経済を発展させて農村政権を富農政権へと変質させるか」の二つの道のうち、後者を選ぶ傾向が存在したことを意味する。<sup>79</sup>この指示によって、農業互助合作化に消極的であることは右傾・資本主義傾向を示すことと同義となり、この傾向に対する批判と克服が、農村「三反」・整党における主要な内容となっていった。

こうした指示の背景に、「三年準備」<sup>80</sup> の最終年度において、重工業化建設のための農業・農村的基礎を打ち固めようとする指導部(高崗)の意図があったことは明らかであ

<sup>76</sup> 劉少奇「在中国共産党第一次全国組織工作会議上的報告」(1951年3月28日)『中共中央文件選集第六冊』, 32頁.

<sup>77</sup> 中共中央「関於"三反"運動和整党工作結合進行的指示」, 48-49 頁.

<sup>78</sup> 山口『毛沢東の強国化戦略」, 51 頁.

<sup>79</sup> 高崗「克服資産階級思想対党的侵蝕, 反対党内的右傾思想」(1952 年 1 月 10 日)『東北政報』 第 9 期第 9 巻 (1952 年 1 月 30 日). 10. 15 頁.

<sup>80 1951</sup> 年 2 月に中央で採択された「三年準備、十年計画経済建設」構想については、山口『毛沢東の強国化 戦略」、47-48 頁。

る. 東北局は、52年3月に「農業合作化を推進することに関する決議(草案)」を採択し、互助・合作化をさらに加速化させる方針を明らかにする。それを実現するための「カギ」は、東北局の認識するところ、「整党教育を進める中で、必ず、すべての基層組織、すべての共産党員をして、今後の農業発展の方向は合作化であるということを、はっきりと認識せしめる」ことにあった。81

実際,52年の農村「三反」・整党は、「党内の資本主義の傾向に反対し、党の政策を貫徹し、農村経済の発展方向を明確にすることを中心にすべき」ことがはっきりと打ち出された中で展開される。<sup>82</sup>52年度冬季の農村「整党」を目前に控えた1952年10月の東北局の指示には以下のようにある。

「県、区、村の『三反』と整党工作をしっかりとやり、県、区、村の各級の党の組織において党員の資本主義搾取行為・思想に反対すること、およびこの種の思想が影響して生み出すところの汚職、浪費および強迫命令・官僚主義に反対することを展開し、以て党員の階級覚悟を高め、党の組織を整頓する、整党工作と結合させて、中央の『農業生産互助合作に関する決議(草案)』の精神を引き続き掘り下げ、貫徹し、…大衆を新しい道、新しい方向へ導く」。83

# 4. 農村「三反」の帰結としての「強迫命令」,「命令主義」

以上のような様式で展開された農村「三反」、「整党」の主たる帰結は、県幹部や基層幹部による深刻な「官僚主義」、「強迫命令」、「命令主義」の横行であった。

#### (1) 食糧買付

黒龍江省においてそうした問題は、1952年初めの段階においてはとりわけ、「食糧買付」政策に付随する現象として発生していた。「三反」が開始されて間もない1952年2月9日、黒龍江省政府は、2月から3月末までの期間、動員方式による緊急の食糧(粗糧)買付を実施する命令を発布している。背景には、自由市場を介したそれまでの食糧買付の達成率が、51年12月の時点で40%にも満たず、このままでは確実に、同年度の目標額の

<sup>81 「</sup>中共中央転発東北局関於推進農業合作化的決議(草案)」(1952年5月10日)『中共中央文件選集 第八冊』, 342-343頁.

<sup>82 「</sup>中共中央転発東北局関於党員雇工,放債等問題的指示(草案)」(1952年9月2日)中共中央檔案館,中共中央文献研究室『中共中央文件選集(1949年10月-1966年5月)第九冊(1952年6月-9月)』人民出版社,2013年,323頁.「整党」は全国的にも同様の様式で展開された。例えば、「中共中央転発安子文関於整党建党工作的報告」(1952年9月28日)『中共中央文件選集第九冊』、466頁を参照されたい。

<sup>83</sup> 東北局「関於東北農村今年互助合作運動発展状況及今後意見向中央的報告」(1952年9月)『党的工作』第 166期(1952年10月14日). 6-7頁.

達成は困難と認識されていたことがある。これは、「国防を強固にし、経済を発展させ、以て引き続き抗米援朝自衛戦争を支援し、かつ都市と工場の広大な労働人民の消費需要に供する」という、食糧庫としての黒龍江省の責務に関わる問題であり、したがって省指導部にとって如何にしても達成すべき任務であった。<sup>84</sup>

結果としてこの動員方式による食糧買付は、4月20日までに94%を達成する.85だが、おりしも農村「三反」が展開されている最中における動員式の食糧買付は、深刻な「強迫命令」の問題を発生させることになる。例えば、双城県において区、村幹部は、強迫の方法(食糧の売り渡しを拒む農民を罵倒する、「食糧買付大会」を三日三晩開催して生産に勤しむことを許さない、民兵を動員して調達する、等)で、農民が最低限必要とする食糧まで買い上げた。ある副区長はこうした現象を「社会(主義…引用者)の未来」、「二つの道(の正しい選択…引用者)」と肯定的に評価したという。86

こうした強制的方法は双城県に限られたのではない。張士英(省委副書記)による 53 年 2 月の総括報告によれば、「去年の春季の食糧買付工作において、強迫命令が非常に多くの地方で最も深刻なレベルにまで発展し、非常に多くの地方は大衆の食用食糧や家畜の食糧まで無理やり購入し、ある地方は『三反』を用いて、『虎を叩く』方法を用いて『大糧戸』を包囲攻撃した」という.87

### (2) 互助合作化

農業互助合作化も同様に、広く「強迫命令」を生んでいた。それは、農村「三反」・「整党」が始まって間もない 1952 年春の段階ですでに生じていた。『毎日情況』の記事によれば、「いくつかの地区で、農村の発展方向の教育と、互助組の整頓を行う中で、…農業生産合作社を盲目的に発展させる…偏向が発生していした。88

より事態が深刻化するのは、「党内の資本主義の傾向に反対し、農村経済の発展方向を明確にする」ことをスローガンとして展開された52年冬~53年初めの農村「三反」・「整党」においてであった。ある総合的な調査によれば、多くの党員は、「整党とは組織する

<sup>84</sup> 黒龍江省人民政府「関於動員農民認售剰余粗糧的命令」(1952年2月9日)『黒龍江政報』第4巻第6期 (1952年2月29日), 20-21頁.

<sup>85</sup> 黒龍江省人民政府「関於全力領導種好大田的命令」(1952 年 4 月 20 日)『黒龍江政報』第 5 巻第 3 期(1952 年 4 月 30),1 頁.

<sup>86 「</sup>双城県購糧中的偏差」『毎日情況』第122期(1952年5月9日), 1頁.

<sup>87 「</sup>省委副書記張士英同志在省委農村工作会議上的総結報告」(1953年2月27日) 黒龍江省檔案館編『中国共産党黒龍江省委員会重要文件彙編(1952-53年)』出版社不詳,1988年,415頁.

<sup>88 「</sup>某些地区発生盲目組織農業生産合作社及強迫編大組偏向」『毎日情況』第108期(1952年4月18日),6 頁. 同様の報告に,「目前合作互助運動的簡況和対存在問題的機点意見」『毎日情況』第143期(1952年5月30日),2頁.

こと」であると認識し、盲目的に互助組を併合して大きくし、集団所有化を進めたことで、「幾分の混乱」を引き起こした、「整党」はこのように「富農思想批判を比較的徹底的に行ったが、…強迫命令に対する批判は非常に不徹底で、一定の副作用」をもたらした、結果「農村党組織の問題は依然として非常に多く、非常に多くの地方で深刻にさえなった」<sup>89</sup>

こうした「整党」において村幹部は、「強迫命令」の加害者であるのと同時に、上級の厳しい批判と審査の被害者でもあった。『内部参考』に掲載された記事は、東北のいくつかの県、区は、基層党員・幹部に対する教育よりも攻撃・批判を多くやり、結果各省で自殺者や逃亡者が出ていたことを報じている。90

このようにして、本来、「大衆路線」を歩み、「官僚主義」や「強迫命令」の問題を是正することを目的の一つに掲げて開始されたはずの「整党」は、むしろそれらを助長させる帰結を招いた。東北局は次のように総括している。

「整党および検査工作の中で明らかになった材料から見るに、区、村幹部の中で、強迫命令の現象は相当に普遍的であり、違法・規律乱れの現象も深刻である。これらの現象は整党の中で基本的に解決されるに至っていない」。91

こうした現象の発生は、東北や黒龍江省に限られたわけではない。互助合作化運動を先導していた高崗の52年1月の報告や東北局の3月の合作化決議はいずれも、中央の指示により他の地方局や省級機関に配布され、それに倣った互助合作化が全国で展開されていた。 $^{92}$ 53年2月の報告おいて安子文(中央組織部副部長)は、よりアイロニカルな表現で「農村整党において存在する主要な問題は、依然として、いくつかの地方で整党政策がしっかりと貫徹されていないことである」と述べた。その表れは、上で視たとおり、「党員の搾取行為に反対する中で『左』の偏向があったこと、つまり、互助合作の組織において急ぎすぎの焦りと形式主義の偏向があった」ことである。とされた。 $^{93}$ 

「官僚主義」への反対を冠していたはずの「三反」運動が、「官僚主義」と「命令主義」に反対することにより特化した「新三反」運動に即座に引き継がれることにならざるをえなかったのは、「三反」と「整党」の期間を通して農村で生じたこのような倒錯的現象の結果でもあった。

<sup>89 「</sup>農村整党後存在的幾個問題」『業務簡報』第12期(1953年4月9日), 2-3頁.

<sup>90 「</sup>東北農村整党中発生党員自殺逃跑現象」(1953年1月31日)『中国五十年代初中期的政治運動数据庫』.

<sup>91</sup> 東北局「関於貫徹『中央関於反対官僚主義,反対命令主義,反対違法乱紀的指示』的指示」(1953年2月) 『党的工作』第187期(1953年3月).7頁.

<sup>92</sup> 小林弘二『20世紀の農民革命と共産主義運動―中国における農業集団化政策の生成と瓦解―』勁草書房, 1997年, 177頁:「中共中央転発東北局関於推進農業合作化的決議(草案)」, 335頁を参照.

<sup>93 「</sup>中央批転安子文同志関於目前整党建党情況向中央的報告」(1953年2月)『党的工作』第187期(1953年3月).5頁.

## おわりに

本稿では、中華人民共和国建国初期の中国農村における「国家建設」(基層政権建設)について、とりわけ「官僚主義」の問題に焦点を当て、その是正のための二つのアプローチ、すなわち、村級人民代表会議制度建設と「整党」(農村「三反」)の展開と帰結を論じてきた。

党中央の指導部は、地方・基層幹部の「官僚主義」の問題を軽視してきたわけでは決してない。しかし、少なくとも本稿が観察してきた1953年初めまでの間に、共産党は、それを改善するための主要な試みのいずれにも成功しなかった。その最大の原因は、朝鮮戦争にあったといえる。戦争動員と戦争準備のためのより緊急性の高い諸任務、例えば兵員・戦争勤務員動員、食糧徴発・買付、農業互助合作化などはいずれも、政権建設の必要とコンフリクトした。国民(nation)としての素養を欠き、一人当たり GDP も識字率も極めて低い、かつ集団経営よりは個人経営を好む農民たちを前に任務の達成が急がれる中で、人民代表会議制度は急激に形骸化し、「官僚主義」是正を掲げた「整党」や「三反」はむしろ「官僚主義」と「命令主義」を助長した。こうして、中国においては、「戦争のための準備は、国家建設のための偉大な営為である」94 というティリーの有名なテーゼとは反対に、戦争が(本稿が定義するところの)基層政権建設を停滞させた。

本稿が観察してきた基層幹部の多くは、農民の利害関心に関係なく強制的に「任務」を遂行していたという意味で「代表性」を欠いており、同時に、党・国家の求める「政策」から逸脱していたという意味において「代理性」も欠いていた。彼らは、村のコミュニティと、党・国家のどちらとも完全には利害を共有しない、むしろ両者のはざまで自己保存を追求するいわば「サード・パーティ」として、国家と社会の中間に存在しはじめていた、と言えるかもしれない。あるいは、「任務」と「政策」の抜き差しならない矛盾の狭間で、そのようにならざるを得なかった。

ただし、こうした基層幹部の様相は、党中央指導部の懸念に反して、政治体制を不安定 化させたわけでは必ずしもない。事実、上記した強迫命令による「食糧買付」は、農民た ちの共産党指導部に対する不信にはつながっていなかった。多くの農民は、それでも「共 産党の指導は正確である」と信じ、区、村幹部がこのような悪事を働くのは、「上が知ら ない」からで、「毛主席が知れば許すわけがない」と述べたという。95

<sup>94</sup> Charles Tilly, "Reflections on the History of European State-Making," in Charles Tilly, ed., *The Formation of national States in Western Europe* (Princeton: Princeton University Press, 1975), p. 74.

<sup>95 「</sup>農村幹部対政策的幾種錯誤看法」『毎日情況』第125期(1952年5月9日), 2頁,

「サード・パーティ」としての基層幹部は、一方では、その「代表性」の欠如ゆえに、党・国家の政策に不満を抱く人々が、リーダーの下に結束して集団的に抵抗することを困難にし、他方では、その「代理性」の欠如ゆえに、農民の利益を著しく毀損するような政治的帰結を中央や体制ではなく基層幹部の責任に矮小化することを可能にした。このようにして、それはむしろ体制の安定に貢献してきた可能性が高い。96 その意味で、建国初期の基層政権建設の曲折は、共産党指導部が、自身が意図したものとはかなり異なる体制安定システムを得る端緒となったと見ることも可能かもしれない。

#### 参考文献

#### [和文]

泉谷陽子『中国建国初期の政治と経済―大衆運動と社会主義体制』御茶の水書房、2007年.

泉谷陽子「1949 年革命前後の土地改革と戦争―河南省許昌専区を中心に―」笹川裕史編『現地資料が語る基層 社会像―20世紀中葉 東アジアの戦争と戦後―』汲古書院,2020年,241-274頁.

小林弘二『20世紀の農民革命と共産主義運動―中国における農業集団化政策の生成と瓦解―』勁草書房, 1997 年

角崎信也「『積極分子』とはだれか―国共内戦期における村幹部リクルートの諸問題―」『国際情勢』第81号 (2011年)、55-65頁。

角崎信也「土地改革と農業集団化―北満の文脈, 1946~1951」『アジア遊学』第 225 号 (満洲の戦後―継承・再生・新生の地域史) (2019 年), 193-213 頁,

金野純『中国社会と大衆動員―毛沢東時代の政治権力と民衆』御茶の水書房,2008年.

隋藝「東北における『三反』運動と民衆」『東洋学報』第 101 巻第 2 号 (2019 年), 29-57 頁.

田中恭子『土地と権力―中国の農村革命―』名古屋大学出版会,1996年.

西村成雄『中国近代東北地域史研究』法律文化社,1984年.

福島正夫『中国の人民民主政権』東京大学出版会, 1965年.

マイケル・マン『ソーシャルパワー: 社会的な〈力〉の世界歴史Ⅱ 階級と国民国家の「長い19世紀」(下)』 (森本醇・君塚直隆訳) NTT 出版, 2005 年.

山口信治『毛沢東の強国化戦略 1949-1976』慶應義塾大学出版会, 2021年.

#### [英文]

BERNSTEIN, Thomas P., "Problems of Village Leadership after Land Reform," *The China Quarterly*, No. 36 (1968), pp. 1–22.

DUARA, Prasenjit, *Culture, Power, and the State: Rural North China, 1900–1942* (California: Stanford University Press, 1988).

LEVI, Margaret, Of Rule and Revenue (California: University of California Press, 1988).

SHUE, Vivienne, Peasant China in Transition: The Dynamics of Development toward Socialism, 1949–1956 (California: University of California Press, 1980).

TILLY, Charles, "Reflections on the History of European State-Making," in Charles Tilly, ed., *The Formation of national States in Western Europe* (Princeton: Princeton University Press, 1975), pp. 3–83.

<sup>96</sup> その効果が、「大躍進」の失敗直後に最も顕著に発揮されたことについては、角崎信也「『大衆路線』と『抗 争政治』―『大飢饉』後における農村統治様式の変容、1960~62年」国分良成、小嶋華津子編『現代中国政 治外交の原点』應義塾大学出版会、2013年10月.

中国共産党の農村「国家建設 | 黒龍江省における村級人民代表会議制度建設と農村「三反 | 1948~53年

TILLY, Charles, Coercion, Capital and European States, AD 990-1992 (Cambridge: Blackwell, 1992).

#### [中文]

陳益元『革命与郷村 建国初期農村基層政権建設研究:1949~1957—以湖南省醴陵県為個案』上海社会科学院出版社,2006 年.

羅平漢『農業合作化運動史』福建人民出版社。2004年。

申恒勝『晋県政治:国家型構下的基層権力整合(1945-1976)』中国社会科学出版社, 2020年,

張静『基層政権:郷村制度諸問題』(増訂本)上海人民出版社,2006年.

#### 資料

#### [書籍]

黒龍江省檔案館編『黒龍江革命歴史檔案資料叢編 建立政権』出版社不詳. 1984年.

黒龍江省檔案館編『中国共産党黒龍江省委員会重要文件彙編(1949, 10-1951 年)』出版社不詳,1987 年.

黒龍江省檔案館編『中国共産党黒龍江省委員会重要文件彙編(1952-53年)』出版社不詳. 1988年.

黑龍江省人民代表大会史料選編編委会編『黒龍江省人民代表大会史料選編』(第1輯)出版社不詳, 1987 『毛沢東選集』(第3巻)外文出版社, 1968年.

中共中央檔案館,中共中央文献研究室『中共中央文件選集 (1949 年 10 月 - 1966 年 5 月) 第三冊 (1950 年 5 月 - 8 月)』人民出版社,2013 年.

中共中央檔案館,中共中央文献研究室『中共中央文件選集(1949年10月-1966年5月)第四冊(1950年9月-12月)』人民出版社,2013年.

中共中央檔案館,中共中央文献研究室『中共中央文件選集(1949 年 10 月 - 1966 年 5 月)第六冊(1951 年 5 月 - 8 月)』人民出版社,2013 年.

中共中央檔案館,中共中央文献研究室『中共中央文件選集 (1949 年 10 月 - 1966 年 5 月) 第七冊 (1951 年 9 月 - 12 月)』人民出版社, 2013 年.

中共中央檔案館,中共中央文献研究室『中共中央文件選集(1949年10月-1966年5月)第八冊(1952年1月-5月)』人民出版社,2013年.

中共中央檔案館,中共中央文献研究室『中共中央文件選集(1949年10月-1966年5月)第九冊(1952年6月-9月)』人民出版社,2013年.

中共中央文献研究室編『建国以来重要文献選編 第9冊』中央文献出版社, 1994年.

中共中央政策研究室編『政策彙集 (下集)』(中共中央東北局印刷版) 出版社不詳, 出版年不詳,

#### [雑誌・新聞]

『党的工作』(中共中央東北局『党的工作』編委会)

『東北日報』

『東北政報』(東北人民政府辦公庁)

『黒龍江行政導報』 (黒龍江省政府秘書処)

『黒龍江政報』(黒龍江省人民政府辦公庁)

『毎日情況』(『東北日報』 総編室)

『民政工作通訊』(東北人民政府民政部)

『松江行政導報』(松江省政府秘書処)

『業務簡報』(『東北日報』編集部)

### [データベース]

宋永毅編『中国五十年代初中期的政治運動数据庫:从土地改革到公私合営,1949-1956』美国哈佛大学費正清中国研究中心,2014年.